意見書案第１４号

地方税財源の充実確保を求める意見書

急速な高齢化の進展に伴い、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は５割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、地方自治体における安定した財源の確保が重要である。

また、経済状況が停滞する中で、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす地域のセーフティーネットとしての役割は一層重要となっており、特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などが雇用確保に結び付けられるよう、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

現在、国と地方の間の税配分が６対４となっているが、地方交付税等を反映した税の実質配分は２対８と逆転しており、今後、地方が求められている役割を果たし、また、真の分権型社会を実現するためにも、国と地方の税配分を見直していくことが必要である。

よって、国におかれては、平成２５年度予算の編成に向けて、地方税財源の充実確保のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　医療や介護及び子育て支援の分野の人材確保など少子高齢化への対応、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要に見合った地方税財源を確保すること。

２　基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税配分をまずは５対５となるようにすること。さらに、真の分権型社会の実現に向けて国と地方が分担すべき役割を明確にして、新たな役割分担に応じた税配分となるように地方税の配分割合を高めることを検討すること。

３　国庫補助負担金及び国直轄事業負担金について、対象となる事業を地方の役割とする場合は、必要経費の全額を税源移譲する方向で見直しを進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　宛て
総務大臣
財務大臣